

千葉市 マンション 再生等合意形成 支援制度

「マンション再生等」を検討する
管理組合を支援します！



マンション管理組合が行う、

マンションの再生等に向けた検討活動*¹に掛かる費用の一部を補助します。

*¹ 再生、敷地売却、敷地分割又は除却を検討する初期段階において、
区分所有者の合意形成を図るために行う活動（詳しくは次ページQ1参照）

申請受付期間 2024年6月3日(月)～2024年6月17日(月)

※応募が受付期間内に予定数を超える場合は抽選、予定数に達しない場合は2024年12月13日(金)まで、先着順で受け付けます。

**補助額 交付決定日から2025年3月11日(火)における
再生等検討活動費の2分の1以内。25万円を限度
(ただし、予算の範囲内での補助とします。)**

⚠️【補助金申請の前に】

- ・ 申請にあたっては、事前協議が必要です（申請受付期間前から行えます）。
事前協議に必要な書類は住宅政策課窓口または当課ホームページにて入手してください。
- ・ 補助金交付決定後の再生等検討活動が補助の対象です。
着手前（委託等による場合、契約前）にご相談ください。
- ・ 他の機関（国など）からの補助を受けている管理組合は対象外となります。
- ・ 管理組合理事長名または管理組合法人名で申請してください。

※個人での申請は受付できません。

※制度や手続きの流れなどの詳しい説明のほか、補助要件の確認等のため、まずは住宅政策課へ
ご相談ください。

補助の内容について

Q1 マンションの再生等に向けた検討活動ってなんですか。



A1 再生（次ページ裏面に解説があります）、敷地売却、敷地分割又は除却に向けて、区分所有者の合意形成を図るために行う活動で、次のいずれかに該当するものです。

【補助対象となる再生等検討活動】

- (ア) マンションの現状調査に関すること
(再生に向けた現状把握チェックリスト（別紙：『団地型マンション再生マニュアル』から抜粋）にある項目などの調査に係ること）
- (イ) 老朽度の判定に関すること
- (ウ) 建物の再生等方法（修繕、改修、建替え、敷地売却、敷地分割又は除却の比較）の検討に関すること
- (エ) 居住者の意向調査（アンケート等）に関すること
- (オ) 基本構想・事業計画の作成に関すること
- (カ) その他市長の認めるもの

Q2 具体的にはどんな活動が補助対象になるのかしら。



A2 再生等の検討を進める場合に、検討委員会などを設置する管理組合がありますが、こうした委員会が会議を開く場合の会場費や勉強会の資料代、講師派遣を受ける場合の講師料等が補助対象となります。

また、区分所有者や居住者の方々を対象に、意向調査（アンケート調査）を実施する場合の実費（用紙代、コピー代、印刷代、集計費用）や、専門家へ調査や設計を委託する費用なども対象となります。

※工事に掛かる費用（施工費、材料費等）は補助対象外です

Q3 うちの管理組合は補助を受けられるのかね。



A3 補助対象となるマンション管理組合は下記の通りです。

【補助対象となるマンション管理組合】

- (ア) 千葉市内にある分譲マンションであること。
- (イ) 5人以上の区分所有者が存するマンションであること。
- (ウ) 延べ床面積の1/2以上が住宅用途であること。
- (エ) 耐用年数の1/2を経過していること。
[参考] 鉄筋コンクリート造の場合の耐用年数：47年
- (オ) マンションの再生等活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議していること（総会決議、または管理組合の規約で理事会等に付託している場合は、理事会などの決議でも可）。

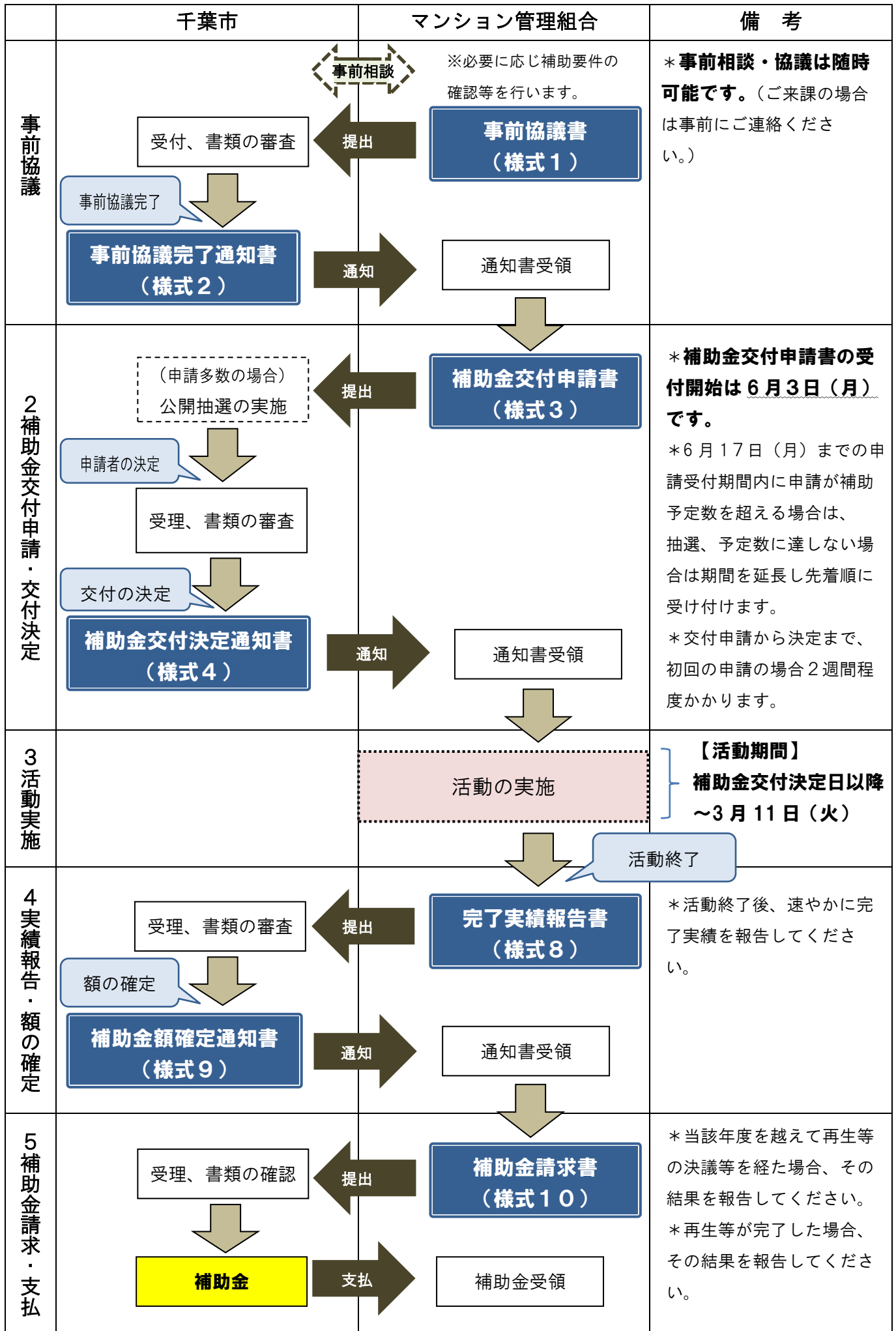
Q4 補助を受けられるのは1回きりかい。



A4 通算で5回まで補助金の交付を受けることができます。

なお、2回目以降の利用も、都度申請いただく必要があります。

申請の流れ



提出書類

各申請書の添付書類等

各申請書	添付書類	その他ご用意いただく書類
事前協議書 (様式1)	<input type="checkbox"/> 再生等活動計画書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 建築確認済証、検査済証等の写し <input type="checkbox"/> 管理規約	<input type="checkbox"/> 当該年度の集会議案書(案)等(※) <input type="checkbox"/> マンションの案内図・配置図
補助金交付申請書 (様式3)	<input type="checkbox"/> 集会議事録等(※)	<input type="checkbox"/> 当該年度の集会議案書等(※)
完了実績報告書 (様式8)	<input type="checkbox"/> 再生等活動報告書 <input type="checkbox"/> 再生等活動に係る費用を支払ったことを証する書類(契約書、領収書等)の写し	
補助金請求書 (様式10)	<input type="checkbox"/> 補助金額確定通知書(様式9)の写し	

(※) 集会議事録(議案書)等…再生等検討活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議していることを確認するため、提出していただきます。(総会あるいは管理組合の規約で理事会等に付託している場合、理事会などの決議でも可)

再生とは

老朽化^①したマンションの修繕^②、改修^③、建替え^④を行うことをいう。

ただし、修繕のみを行うものは補助対象外です。

- ①老朽化とは … 減価償却資産としての耐用年数の1/2を経過し、かつ、機能や性能が劣化した状態、又は安全性若しくは居住性の観点で機能や性能の向上が望ましい状態をいう。
- ②修繕とは … 外壁の塗り替え、給排水管の取り替え、防水層の取り替え等を行うことにより、新築に近い状態に戻して、機能や性能を維持することをいう。
- ③改修とは … 手すりやエレベーターを設置するなどのバリアフリー化、断熱性の向上を図るなどの省エネルギー化、耐震改修など耐震性能の向上など、新たな機能や性能を付加することをいう。
- ④建替えとは … マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)に定める手続き、又は建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に基づく区分所有者の合意により行うマンションの建替えをいう。

【問い合わせ先】千葉市都市局建築部住宅政策課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所新庁舎低層棟4階

電話 043-245-5849

FAX 043-245-5887

電子メールアドレス jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

ホームページ http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/05_index.html

マンションの将来のこと
みんなで考えてみよう!

